

2 もくじ/今月のイチオシ!

3 特集

貴重な自主財源
『固定資産税』について学ぼう

6 平成23年度決算に基づく
健全化判断比率・資金不足比率公表

7 平成25年度 保育所(園)入所のご案内

8 けんこうだより

9 こころの健康コーナー

10 「税についての作文」で入賞/
特別徴収事業者への完全指定を実施します

11 「道の駅」竜北ウォーキング2012/
農業委員会選挙人名簿を作成します

12 すくーるらいふ(竜北西部小学校)

14 12月カレンダー
行事予定表/休日在宅医/まちへのホットライン

16 工事に伴う交通規制/町営住宅入居者募集

17 ひかわ元気たより
～スポーツクラブで元気になろう～

18 立神峽里地公園だより

19 まちのトピックス!
早尾区地区づくり活動/第38回熊本県い業大会/シルバー事業普及活動/全国・九州大会出場選手激励会/氷川町長寿表彰/氷川流域連携・全国大学生政策アカデミー

21 町民文芸

22 暮らしの情報

27 伝言板/ひとのうごき

28 ひかわっ子写真館/商工会青年部クリスマスイベント/編集後記

今月のイチオシ!



氷川町芸術の祭典
第8回 氷川町文化祭

11月3・4日、氷川町文化センターおよび竜北体育センターにおいて、氷川町文化祭が行われ、芸能発表や作品展示などがあり、芸術の秋を感じさせる2日間となりました。

3日に行われた芸能の部では、竜北中学校吹奏楽部の明るく楽しい演奏で幕を開け、園児によるかわいらしく元気のある太鼓や器楽演奏が続きました。午後からは、各団体・個人によるダンスや日舞、太極拳、合唱など22演目が披露され、会場からは大きな拍手が送られました。

また、2日間にわたり行われた展示の部では、絵画や陶芸、書道などの作品が並び、芸術性の高い作品の数々に訪れた人たちは、感嘆の声をあげていました。



▲展示会場には力作がずらり



▲お茶のおもてなしも

特集

貴重な自主財源
『固定資産税』について学ぼう

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在における氷川町内の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される地方税です。この税は、町税全体の43%を占め、町民サービスや公共事業などをを行うための重要な財源となっている税金です。

固定資産税を納める人
(納税義務者)

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には次の通りです。

土地	登記簿または固定資産名寄帳兼課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家屋	登記簿または固定資産名寄帳兼課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	固定資産名寄帳兼課税台帳に所有者として登録されている人

※所有者として登記されている人が1月1日(賦課期日)前に死亡している場合には、1月1日現在で、その土地、家屋を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

賦課期日

毎年1月1日です。そのため、1月2日以降に土地家屋を売

却したり、家屋を取り壊したりした場合でも、1月1日現在の所有者に課税されます。

課税の対象となる
固定資産税の種類

土地	宅地、田、畑、山林、雑種地など ※課税上の地目は登記簿上の地目ではなく現況地目
家屋	住宅、事務所、店舗、工場、倉庫など ※課税の対象となる家屋は、土地に定着して建造され、独立して雨風をしのぐことができる建物
償却資産	土地および家屋以外の事業の用に供することのできる資産(例えば会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品など)

固定資産税の算定方法

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定します。土地と家屋の価格は3年ごとに見直すこととされ、これを評価替と言います。

事業用の資産である償却資産の評価については、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただき、これに

基づいて毎年度価格を算出することになっています。

免税点

町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は課税されません。

- ・土地 30万円
- ・家屋 20万円
- ・償却資産 150万円

固定資産税の計算方法

- ① 固定資産を評価し、その価格を決定したものを基準として、課税標準額を算定します。
- ② 課税標準額×税率(1.4%)
= 税額となります。

納税の方法

固定資産税は、納税通知書によって町から納税者に対して税額が通知され、条例で定められた納期(年10回)に分けて納税することになります。

【納期】

6月(1期)～翌年3月(10期) ※納期限は毎月末となりますが、12月は25日が納期限となります。なお、納期限が土・日、祝日の場合はその翌開庁日となります。